

農林水産祭表彰要領の一部改正について

平成 30 年 7 月

1 改正の経緯

農林水産祭表彰年度区分は、農林水産祭表彰要領に基づき、前年の 8 月 1 日から当年の 7 月 31 日までと定めています。一方、天皇杯等の授与は、11 月 23 日の勤労感謝の日に実施することとしています。そのため、遅くとも 10 月中旬には受賞者を決定する必要があります。

近年、参加行事に係る出品財の内容が高度・複雑化する傾向にあり、これに伴い、選賞に係る審査に要する期間が増加しています。このため、選賞の一層慎重かつ円滑な実施の見地から、選賞に充てることのできる期間を確保する必要があるため、年度区分を 1 ヶ月繰り上げることとしました。

2 改正内容

1 年度区分の繰上げ

年度区分について、前年の 8 月 1 日から当年の 7 月 31 日までの間を、前年の 7 月 1 日から当年の 6 月 30 日までの間に改正しました。

2 平成 31 年度の農林水産祭に係る経過措置

新たな年度区分への移行に係る調整のため、平成 31 年度の農林水産祭に係る年度区分を 1 ヶ月短くする旨の経過規定を置くこととしました。

〔 参考	平成 30 年度（第 57 回）まで	前年 8 月 1 日 ～	当年 7 月 31 日（12 ヶ月）
	平成 31 年度（第 58 回）	平成 30 年 8 月 1 日 ～	平成 31 年 6 月 30 日（11 ヶ月）
	平成 32 年度（第 59 回）から	前年 7 月 1 日 ～	当年 6 月 30 日（12 ヶ月）